

物価高騰の影響に対する支援事業を行います

①住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金（追加分）事業

☎生活福祉課 ☎51-6700

給付額 **1世帯につき7万円**

対象 令和5年12月1日において、市の住民基本台帳に記録され、令和5年度住民税均等割が非課税である世帯



▲市ホームページ

詳しくは、1月以降に対象となる見込みの世帯へ送付する案内、または市ホームページをご確認ください。

②事業者への支援 物価高騰対策事業者支援給付金事業

①社会福祉施設・医療施設・保育施設などへの支援

対象 令和5年12月1日において、事業を実施している事業者 ※対象となる見込みの事業者には申請書をお送りします。

施設	種別	給付額（1施設につき）	申請・問い合わせ
①障害者施設など	訪問・通所系事業所	10万円	①生活福祉課 ☎51-6718
②高齢者施設など	入所系事業所	20万円	②高齢介護課 ☎51-6722
医療施設など	病院	▶200床未満 50万円 ▶200床以上 100万円	健康増進課 ☎51-6790
	診療所	20万円	
	薬局	10万円	
一般公衆浴場		20万円	
保育施設など		10万円	こども支援課 ☎51-6717



②農業者への支援

☎農林畜産課 ☎51-6742

給付額 ▶**個人 3～5万円**
※農業収入額に応じて給付します。
▶**法人 10万円**

対象 年間の農業収入額が50万円以上の農業者

※「令和5年度エネルギー価格高騰対策事業者支援給付金」の交付を受けた人のうち、対象者には申請書を送付します。



③運送事業者・宿泊事業者への支援

☎商工観光課 ☎51-6773

給付額 ▶**運送事業者 10～70万円**
※車両所有台数に応じて給付します。
▶**宿泊事業者 10～100万円**
※部屋数に応じて給付します。

対象 運送事業者および宿泊事業者

※対象となる見込みの事業者には申請書を送付します。



④中小企業者への支援

☎商工観光課 ☎51-6773

給付額 ▶**個人 1事業所につき5万円**
▶**法人 1事業所につき10万円**

対象 ①～③および交通事業者以外で月間平均売上額が10万円以上の中小企業者

※「令和5年度エネルギー価格高騰対策事業者支援給付金」の交付を受けた人には申請書を送付します。



申請期間 **いずれも1月11日(木)～2月29日(木)**

詳しくは、1月以降に対象の事業者へ送付する案内、または各QRコードから市ホームページをご確認ください。